

岡山県議会個人情報保護条例の一部を改正する条例

岡山県議会個人情報保護条例（平成十七年岡山県条例第七十九号）の一部を次のように改正する。

第五十一条第五号中「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十九号）第二条第一項」を「個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第二条第九項」に改める。

附 則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。

提案理由

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の廃止に伴い、規定の整備を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。